

## 後見制度支援預金 特別約定

- 「後見制度支援預金」のお取引については、本規定のほか、別に定める「普通預金規定」によりお取扱いいたします。

北見信用金庫

(令和2年1月27日公表)

後見制度支援預金は、「普通預金規定」(以下、「規定」といいます。)に定めるところに加えて、以下の特別約定(以下「特約」といいます。)に定めるところにより取扱います。

### 1. (利用対象者)

家庭裁判所が「指示書」を交付した者。

### 2. (取扱店の限定)

口座取引店のみを窓口として取扱うものとする。

### 3. (取引の方法)

すべての取引は「指示書」に基づき取扱うものとし、当金庫所定の手続申込書に届出の印章を押印して通帳とともに提出してください。

### 4. (自動支払い)

この預金口座からの各種料金等の自動支払いはできません。

### 5. (キャッシュカードの取扱い)

キャッシュカードは発行できません。

### 6. (ATM利用)

ATMでのご利用はできません。窓口でのお取扱いに限定します。

### 7. (解約)

この預金口座は、以下の事由による場合のみ、当金庫所定の手続きにより、解約することができます。

- ① 成年被後見人が死亡した場合
- ② 裁判所による「指示書」に基づく場合
- ③ 成年被後見人の後見取消審判が確定した場合
- ④ 法令の改正等により、本商品の取扱いを継続することができないと当金庫が判断した場合

### 8. (適用条項)

- (1) この特約に定めのない事項については、規定が適用されるものとします。
- (2) 特約の条項と規定の条項が抵触する場合には、この特約の条項が優先して適用されるものとします。
- (3) この特約および規定に定めのない事項が発生した場合は、当金庫と協議のうえ決定します。

### 9. (規定の変更)

- (1) この約定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(令和2年3月2日現在)